

原子力人材育成事業取り消しに関する調査報告書（概要）

平成 31 年 3 月 29 日付けで交付決定の取消しとなった原子力人材育成等推進事業費補助金（原子力規制人材育成事業）が未執行となった要因を調べるために、関係者からの聞き取りを含む調査を行った。

初年度（平成 29 年度）に補助金未執行が生じた要因としては、交付申請が想定よりも遅くなったことと、以下に列挙した理由から購入の実務を担当する実務統括担当者（以下「統括担当者」）が業務を円滑に進めることが出来ず、購入手続きの遅延により購入予定物品の納期が間に合わなくなってしまったことが理由として挙げられている。

- ・当初想定していた 2 つの原子炉（KUR と KUCA）の運転計画から遅れて KUCA の運転再開が 6 月、KUR が 8 月となったが、統括担当者は臨界装置主任技術者としてこれらの原子炉に関する幾つかのトラブルや申請等の対応に追われることになってしまい、事業に関する業務に専念することができなかったこと。
- ・事業を担当予定の助教 1 名が 9 月末（実質的な勤務は 9 月上旬まで）に退職したが、退職後に同事業を担当する教員を充てなかったこと。
- ・事業担当予定のもう 1 名の助教が 12 月から半年間の予定で研究のための海外滞在となったこと。

次年度（平成 30 年度）は、初年度に納期の問題から購入できなかった物品に加え、次年度に購入を予定していた物品を同時に購入することとなり、合計金額が一般競争入札必要相当のものとなってしまった。統括担当者は、これまで自身で入札を実施した経験がなかったが、事業担当予定のもう 1 名の助教が任期付きの身分であり研究成果が求められることから、統括担当者としては同業務を任せることに躊躇してしまったとのことであった。

本事業の経理業務の担当である財務掛長は、初年度、次年度とも、予算執行状況確認を行っており、特に次年度は初年度の補助金未執行を踏まえて電話及びメールを用いて頻繁に統括担当者に連絡を行っていた。また、入札方法等についての案内も行っており、その状況を監督及び支援をする立場である事務長補佐（経理担当）にも伝えて相談を行っていたが、所長に働きかけて執行状況への回答を促してもらうことまではしなかった。その理由としては、統括担当者が執行可能との回答をしていたことと統括担当者である教員との間の信頼関係を損なってしまうのではないかと気遣ってとのことであった。

実施責任者は所長及び安全管理本部長の 2 名であり、初年度の未執行については当然認識しており、次年度には十分な注意を払う立場にあった。補助金執行状況についての報告が統括担当者及び事務からはなされていない状況であったことも事実ではあるが、実施責任者（所長）は事業組織の実施責任者であると同時に事務組織を含む研究所の責任ある立場であることから、受諾事業未執行という事態を初年度から十分に重く受け止めて、その重大性について事業及び事務関係者に強く自覚を促し、注意を払うよう指示しておく必要があったように考えられる。

ただし、今回の問題で、このような認識を関係者が正しく行い、仮に所長までもが状況を把握していたとしても、原子力の安全管理が極めて厳しくなっている現状においては、今後このような問題が生じる可能性がないとは言えず、状況把握を組織として徹底することは当然必要であるものと考えられるが、それだけの問題にするべきではないようにも考えられる。このような観点から、この規模の研究所として組織的に行う事業においては事業が円滑に実施されることを実質的に確認して指示をする立場とそれに応じて実行をする担当者を明確に分けておく必要があるように考えられる。確認をして指示する立場の人間が実行をする立場も兼ねなくてはならない場合においても、実行する場合には担当責任者を別にしてサポートする立場にまわるなどの対処が必要であるよう考えられる。また、組織の立案段階で第 3 者的に、不測の事態にも何らかの対応が出来るような堅固な体制の構築について助言をする委員会等を組織として設置しておくことも必要であるように考えられる。

令和元年 6 月 25 日

京都大学複合原子力科学研究所
原子力人材育成事業取り消しに関する調査委員会